

(健Ⅱ309)

令和3年9月9日

都道府県医師会
担当理事 殿

日本医師会常任理事
羽 鳥 裕
(公 印 省 略)

健康経営優良法人 2022 の申請受付について

健康経営優良法人認定制度につきましては、地域の健康課題に即した取組や日本健康会議が進める健康増進の取組をもとに、特に優良な健康経営を実践している大企業や中小企業等の法人を顕彰する制度として、2017年度に開始されたものであり、その創設・運営にあたっては、本会として積極的に協力してきたところです。(平成28年11月28日(地Ⅲ191)にてご案内済み)

今般、経済産業省より、健康経営優良法人 2022 の選定・申請受付に関し、**別添1**のとおり公表されましたので取り急ぎご連絡申し上げます。

次世代ヘルスケア産業協議会健康投資ワーキンググループ(本会からは今村聡副会長が参画)の議論を踏まえて制定された認定基準は、**別添2**のとおりです。

なお、本制度につきましては、医療法人ならびに医師会の申請も可能となっており、大規模法人部門は、本会と姫路市医師会が、中小規模法人部門では徳島県医師会(中小規模法人部門の中で優れた企業かつ、地域において健康経営の発信を行っている企業として認められた「ブライト500」にも選出)が2021年の認定を受けています。また、地域における医療機関も健康経営に取り組み、認定数も増えてきています。

本会といたしましては、医療界自ら前向きに「予防・健康づくり」に取り組む姿を見せていくうえで、同制度への申請数また認定数を、より一層増加させていくことが重要であると考えております。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了知のうえ、貴会管内郡市区医師会、関係団体等に対する周知方について、ご高配のほどよろしくお願い申し上げます。

制度並びに申し込み詳細につきましては、以下 URL をご参照下さい。

➤ 経済産業省ホームページ

「健康経営銘柄 2022」及び「健康経営優良法人 2022」の申請受付を開始しました

<https://www.meti.go.jp/press/2021/08/20210830001/20210830001.html>

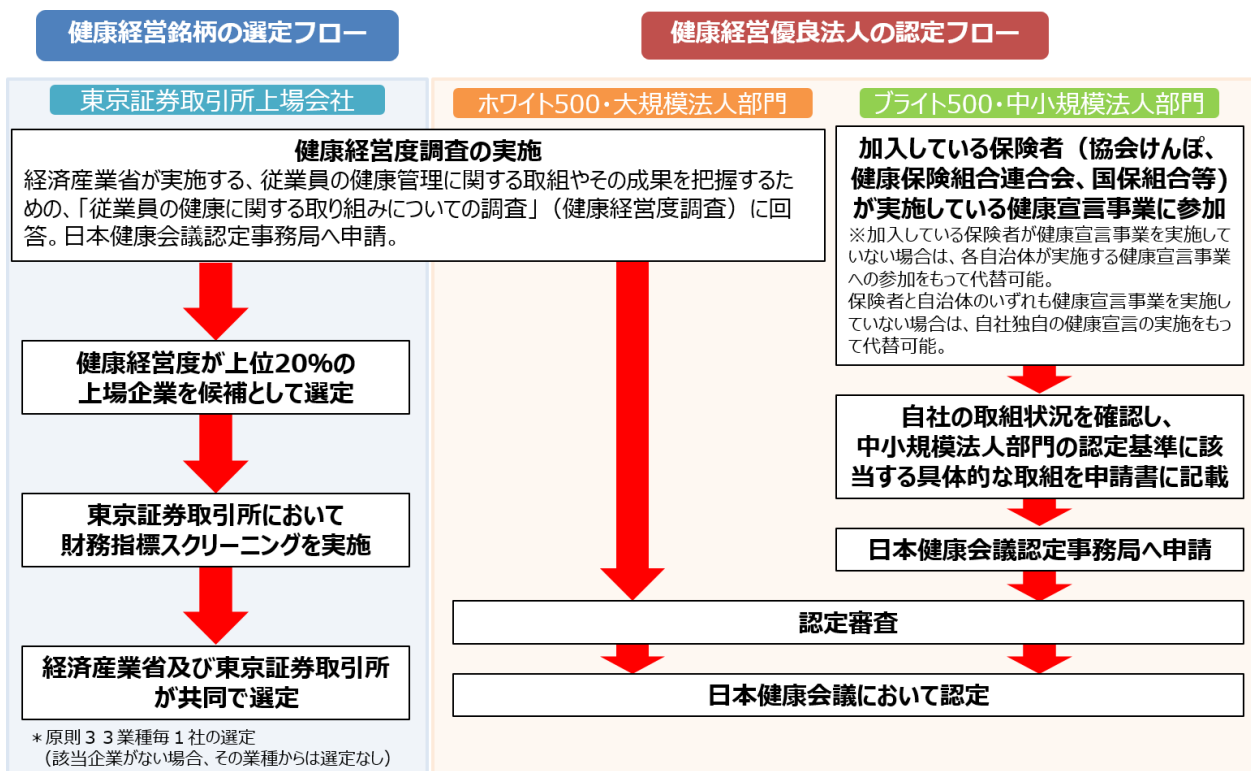
健康経営優良法人の申請について

健康経営優良法人2022の申請受付を開始しました！詳細は以下をご確認ください。

1. 健康経営優良法人2022の認定について
2. 健康経営優良法人2022の申請について
3. 健康経営優良法人2022（中小規模法人部門）説明資料について





1. 健康経営優良法人2022の認定について ※2021年8月30日更新

申請から認定までの流れ



※従業員数等の申請区分については[こちら](#)をご覧ください。

認定要件

- [健康経営優良法人2022（大規模法人部門）認定要件（PDF形式：KB）](#)  (New!)
- [健康経営優良法人2022（中小規模法人部門）認定要件（PDF形式：KB）](#)  (New!)
- [【参考】健康経営優良法人2021（大規模法人部門）認定要件（PDF形式：KB）](#) 
- [【参考】健康経営優良法人2021（中小規模法人部門）認定要件（PDF形式：KB）](#) 

健康経営度調査・健康経営優良法人（中小規模法人部門）認定申請書

- [令和3年度健康経営度調査【サンプル】](#) (New!)
- [健康経営優良法人2022（中小規模法人部門）認定申請書【サンプル】](#) (New!)

- [【参考】令和2年度健康経営度調査 調査票【サンプル】](#)
- [【参考】健康経営優良法人2021（中小規模法人部門）認定申請書【サンプル】](#)

スケジュール

<大規模法人部門>

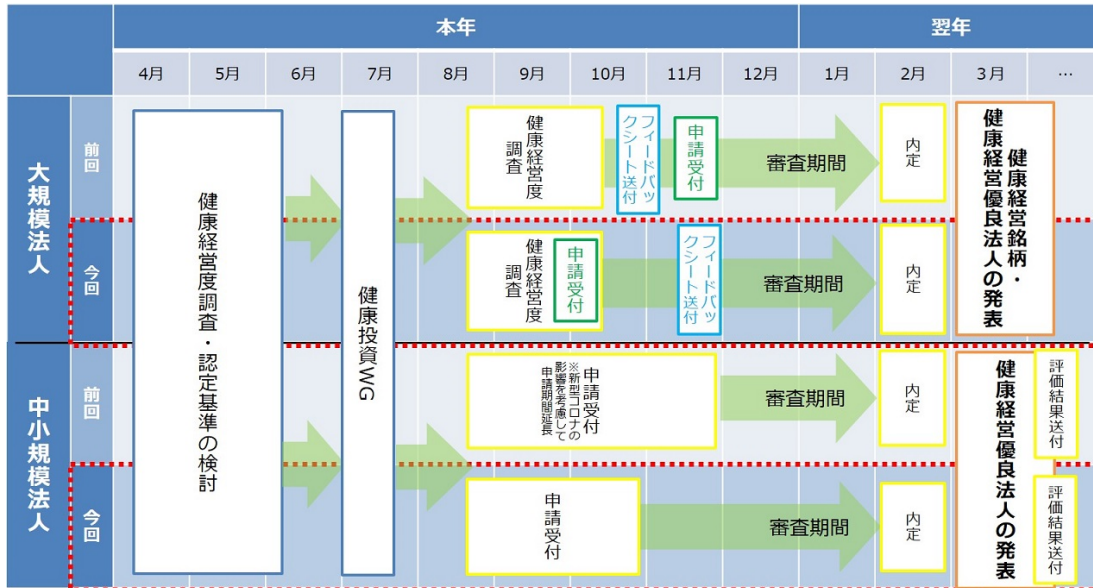
健康経営度調査：2021年8月30日（月）～2021年10月25日（月）17時

認定：2022年3月頃

<中小規模法人部門>

申請：2021年8月30日（月）～2021年11月1日（月）17時

認定：2022年3月頃



2. 健康経営優良法人2022の申請について ※2021年8月30日更新

健康経営優良法人2022（大規模法人部門） ※ホワイト500含む

①令和3年度健康経営度調査に回答・

健康経営優良法人2022（大規模法人部門）に申請 <2021年8月30日（月）～10月25日（月）17時>

健康経営度調査に回答し、同調査の申請書部分に必要な事項を入力して申請してください。

健康経営度調査の入手方法、提出方法、問い合わせ先等については[健康経営度調査専用ページ](#)をご参照ください。

②健康経営優良法人認定委員会による審査

③日本健康会議による認定 <2022年3月頃>



健康経営優良法人2022（中小規模法人部門） ※ブライト500含む

①加入している保険者（協会けんぽの各都道府県支部、健康保険組合連合会の各都道府県連合会、国保組合等）が実施している健康宣言事業に参加

参加方法等については、加入している保険者にお問い合わせください。

②健康経営優良法人（中小規模法人部門）2022認定申請書の作成 **<2021年8月30日（月）～11月1日（月）17時>**

<初めて申請する場合>

<http://enq.nikkei-r.co.jp/e/22hc/>（新規申請用ID発行サイト）

- i. 上記ページで法人名やメールアドレス等を登録してください。
登録メールアドレス宛に、専用サイトのURL、ID、パスワードを記載した電子メールを自動でお送りします。
- ii. 専用サイトで健康経営優良法人（中小規模法人部門）認定申請書をダウンロードし、必要事項を入力した電子データを専用サイトにアップロードしてご提出ください。

<過去に申請したことがある場合>

- i. 過去の登録メールアドレス宛に、受付開始時に案内を電子メールでお送りします。
- ii. 専用サイトで健康経営優良法人（中小規模法人部門）認定申請書をダウンロードし、必要事項を入力した電子データを専用サイトにアップロードしてご提出ください。

サイトにアクセスできない等の場合は、以下までご連絡ください。

【連絡先】株式会社日経リサーチ(調査委託先)

〒101-0047 東京都千代田区内神田2-2-1 鎌倉河岸ビル

電話：03-5296-5172 FAX：03-5296-5140

（お問い合わせ受付時間：平日10時～17時30分）

E-MAIL：kenkoujimu*nikkei-r.co.jp（*を@に直して送信ください）

③健康経営優良法人認定委員会による審査

④日本健康会議による認定 **<2022年3月頃>**



3. 健康経営優良法人2022（中小規模法人部門）説明資料について **※2021年8月30日更新**

申請に関する概要や今年度の変更点、各項目のポイント等を解説した説明資料を作成しました。

初めて申請する方も、過去に申請したことがある方も、申請の際にはご活用ください。

- **説明資料：健康経営優良法人2022（中小規模法人部門）今年度の概要と主な変更点**（株式会社日本総合研究所）

※令和3年健康経営度調査・健康経営優良法人2022（大規模法人部門）に関する説明資料については、[健康経営度調査専用ページ](#)をご覧ください。

4. 参考：健康経営優良法人2021（中小規模法人部門）認定について

<申請に係るQ&A>

- [健康経営優良法人2021（中小規模法人部門）申請に係るQ&A](#)（PDF）


<申請書兼誓約書（サンプル）、基準解説書>

- [健康経営優良法人2021（中小規模法人部門）認定申請書兼誓約書【サンプル】](#)（PDF）


- [健康経営優良法人2021（中小規模法人部門）認定基準解説書（PDF）](#)

<説明動画・資料>

制度設計・施策全般について（経済産業省説明）

- [動画 経済産業省：健康経営の推進及び「健康経営銘柄2021」「健康経営優良法人2021」について](#)
- [資料 経済産業省：健康経営の推進及び「健康経営銘柄2021」「健康経営優良法人2021」について（PDF形式：KB）](#) 

健康経営優良法人2021（中小規模法人部門）の概要・各項目の詳細について（株式会社日本総合研究所説明）

- [動画 日本総研：健康経営優良法人2021（中小規模法人部門）について](#)
- [資料 日本総研：健康経営優良法人2021（中小規模法人部門）について（PDF形式：KB）](#) 

問い合わせ先

健康経営優良法人認定事務局：株式会社日経リサーチ（委託先）

〒101-0047 東京都千代田区内神田2-2-1 鎌倉河岸ビル

電話：03-5296-5172 FAX：03-5296-5140

（お問い合わせ受付時間：平日10時～17時30分）

E-MAIL：中小規模法人部門 kenkoujimu*nikkei-r.co.jp（*を@に直して送信ください）

大規模法人部門 health_survey*nikkei-r.co.jp（*を@に直して送信ください）

健康経営銘柄2022選定及び健康経営優良法人2022（大規模法人部門）認定要件

大項目	中項目	小項目	評価項目	認定要件	
				大規模	銘柄・ホワイト500
1. 経営理念・方針		健康経営の戦略、社内外への情報開示	健康経営の方針等の社内外への発信	必須	
		自社従業員を超えた健康増進に関する取り組み	①トップランナーとしての健康経営の普及	左記①～⑯のうち13項目以上	必須
2. 組織体制		経営層の体制	健康づくり責任者の役職	必須	
		実施体制	産業医・保健師の関与		
		健保組合等保険者との連携	健保組合等保険者との協議・連携		
3. 制度・施策実行	従業員の健康課題の把握と必要な対策の検討	健康課題に基づいた具体的な目標の設定	健康経営の具体的な推進計画	左記①～⑯のうち13項目以上 左記②～⑯のうち13項目以上	
		健診・検診等の活用・推進	②従業員の健康診断の実施（受診率100%）		
			③受診勧奨に関する取り組み		
	④50人未満の事業場におけるストレスチェックの実施				
	健康経営の実践に向けた土台づくり	ヘルスリテラシーの向上	⑤管理職・従業員への教育 ※「従業員の健康保持・増進やメンタルヘルスに関する教育」については参加率（実施率）を測っていること		
		ワークライフバランスの推進	⑥適切な働き方の実現に向けた取り組み		
		職場の活性化	⑦コミュニケーションの促進に向けた取り組み		
		病気の治療と仕事の両立支援	⑧私病等に関する復職・両立支援の取り組み		
	従業員の心と身体の健康づくりに関する具体的な対策	保健指導	⑨保健指導の実施および特定保健指導実施機会の提供に関する取り組み ※「生活習慣病予備群者への特定保健指導以外の保健指導」については参加率（実施率）を測っていること		
			具体的な健康保持・増進施策		
		⑪運動機会の増進に向けた取り組み			
		⑫女性の健康保持・増進に向けた取り組み			
		⑬長時間労働者への対応に関する取り組み			
⑭メンタルヘルス不調者への対応に関する取り組み					
感染症予防対策	⑮感染症予防に向けた取り組み				
喫煙対策	⑯喫煙率低下に向けた取り組み				
	受動喫煙対策に関する取り組み				
4. 評価・改善	健康経営の推進に関する効果検証	健康経営の実施についての効果検証	必須		
5. 法令遵守・リスクマネジメント		定期健診の実施、50人以上の事業場においてストレスチェックを実施していること、労働基準法または労働安全衛生法に係る違反により送検されていないこと、等。 ※誓約事項参照	必須		

健康経営優良法人2022（中小規模法人部門）認定要件

大項目	中項目	小項目	評価項目	認定要件
1. 経営理念・方針			健康宣言の社内外への発信・経営者自身の健診受診	必須
2. 組織体制			健康づくり担当者の設置	必須
			(求めに応じて)40歳以上の従業員の健診データの提供	必須
3. 制度・施策実行	従業員の健康課題の把握と必要な対策の検討	健康課題に基づいた具体的な目標の設定	健康経営の具体的な推進計画	必須
		健診・検診等の活用・推進	①従業員の健康診断の受診(受診率実質100%)	左記 ①～③のうち 2項目以上
			②受診勧奨に関する取り組み	
			③50人未満の事業場におけるストレスチェックの実施	
	健康経営の実践に向けた土台づくり	ヘルスリテラシーの向上	④管理職・従業員への教育	左記 ④～⑦のうち 1項目以上
		ワークライフバランスの推進	⑤適切な働き方の実現に向けた取り組み	
		職場の活性化	⑥コミュニケーションの促進に向けた取り組み	
		病気の治療と仕事の両立支援	⑦私病等に関する両立支援の取り組み	
	従業員の心と身体の健康づくりに関する具体的対策	保健指導	⑧保健指導の実施または特定保健指導実施機会の提供に関する取り組み	左記 ⑧～⑫のうち 4項目以上
		具体的な健康保持・増進施策	⑨食生活の改善に向けた取り組み	
			⑩運動機会の増進に向けた取り組み	
			⑪女性の健康保持・増進に向けた取り組み	
			⑫長時間労働者への対応に関する取り組み	
⑬メンタルヘルス不調者への対応に関する取り組み				
感染症予防対策		⑭感染症予防に関する取り組み		
喫煙対策	⑮喫煙率低下に向けた取り組み	必須		
	受動喫煙対策に関する取り組み			
4. 評価・改善			健康経営の取り組みに対する評価・改善	必須
5. 法令遵守・リスクマネジメント			定期健診を実施していること、50人以上の事業場においてストレスチェックを実施していること、労働基準法または労働安全衛生法に係る違反により送検されていないこと、等 ※誓約事項参照	必須

①～⑮のうち13項目以上

上記のほか、「健康経営の取り組みに関する地域への発信状況」と「健康経営の評価項目における適合項目数」を評価し、上位500法人を健康経営優良法人2022（中小規模法人部門（ブライト500））として認定する。